

3密 (密閉・密集・密接) を回避しよう

のびゆく仲間

発行所 全建総連栃木県建設労働組合 〒320-0061 宇都宮市宝木町2-944-3 TEL 028-652-5910 FAX 028-652-5912 kyousen@tochigikenrou.org 発行者 教宣部長 加藤 昌次

令和2年度 集団健診 日程表

Table with 5 columns: 会場番号, 実施日, 会場名, 受付時間, 受診出来るコース. Lists health check dates and locations from July 1st to October 31st.

*希望人数・オプションの希望等により、会場・日程のご希望に添えない場合もあります。その場合は、医療機関から連絡がいきます。予めご了承の上、なるべく早くお申込みください。

私たちは コロナに負けない

全建総連本部は、4月21日(火)に吉田中央執行委員長を本部長とした新型コロナウイルス対策本部(コロナ対策本部)を設置しました。栃木建...

Table with 3 columns: 支援策等, ワンポイント, 概要等. Details support measures like wage subsidies, grants, and insurance extensions.

熊把握調査に協力して 活用されます。 います。調査結果等は、 予算要求中央行動等で

四季彩々 七月は「七夕」五節句の一つ「棚機」の日です。織姫の名にちなんで、昔は女の子の裁縫の上達を願ったそうです。最近では、技芸はもとより、書道、音楽、学習全般などの願い事まで祈るようになりまし...



2019年度 労災事故件数（組合取り扱い分）

項目	労働者	一人親方	事業主	合計
事故件数	22 (17)	63 (100)	16 (20)	101 (137)
上記のうち休業4日以上	9 (7)	34 (46)	7 (5)	50 (58)
上記のうち休業6ヶ月以上 または障害が残ったもの	1 (0)	2 (1)	0 (2)	3 (3)
死亡事故	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)

（ ）内は2018年度分です。

上記の労災事故 101件の内訳

	転落・墜落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具 機械
労働者	6 (3)	1 (1)	2 (1)	2 (2)	1 (1)	4 (3)
一人親方	12 (17)	4 (15)	5 (14)	3 (9)	0 (0)	11 (10)
事業主	1 (4)	4 (1)	3 (3)	1 (2)	1 (1)	4 (4)
合計	19 (24)	9 (17)	10 (18)	6 (13)	2 (2)	19 (17)

	切れ・擦れ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他
労働者	5 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (2)
一人親方	6 (7)	0 (2)	0 (0)	2 (1)	14 (19)	6 (6)
事業主	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)
合計	12 (11)	0 (3)	0 (0)	2 (1)	16 (22)	6 (9)

（ ）内は2018年度分です。

こちら労対部



前年度比36件事故減少

2019年度の組合取り扱い分の労災事故件数は101件で、前年と比較して、36件の減少となりました。事業主・一人親方の事故は減少したものの、労働者の事故は増えました。

2019年度は労災事故が減少

— 組合取扱い分 —

事故別の内訳をみると上位は「転落・墜落」と「電動工具・機械」が同一位で、「動作の反動・無理な動作」、「切れ・擦れ」と続きました。「その他」の内訳をみると6件中3件が熱中症でした。

休業4日以上災害は

全国労働安全週間は7月

労働災害ストップ！

7日で終了ですが、日々、始業前の危険予知活動などを通して、安全意識を高めて労働災害を防ぐことが大切です。現場における熱中症対策や新型コロナ対策についてはのびゆく仲間6月号や組合ホームページに掲載しております。どうか皆さんご安全に。



あんぜん共済

労災保険の上乗せ補償制度

労災保険に加入している事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。

1. 最高2,500万円の大きな補償（基本補償Ⅰ型の場合）
2. 休業補償もつけられます。
3. 下請負人も含めて補償の対象とすることができます。

例えば、一人親方が『労災保険』と『あんぜん共済』に加入した場合…

プラス12,720円で1日あたり3,000円の上乗せ休業補償が受けられます！

	労災保険	あんぜん共済	合計
加入内容	給付基礎日額 5,000円	基本補償Ⅳ型 休業補償3,000円型	—
年間保険料	32,850円	12,720円	45,570円
給付額 (1日あたり)	4,000円 (休業補償給付3,000円) (休業特別支給金1,000円)	3,000円	7,000円

※R2.4月現在

●補償のタイプ (R2.4月現在)

(1) 基本補償 (単位万円)

	死亡補償	後遺障害補償	
		1～3級	4～10級
Ⅰ型	2,500	2,500	2,000～375
Ⅱ型	2,000	2,000	1,600～300
Ⅲ型	1,000	1,000	800～150
Ⅳ型	500	500	400～75

(2) 休業補償 (4日目～727日まで補償)

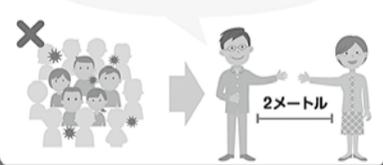
型	補償内容
3千円型	休業1日あたり3,000円
2千円型	休業1日あたり2,000円

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！



窓やドアを開け
こまめに換気を！



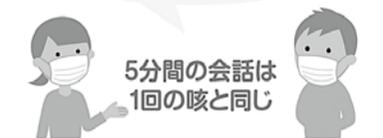
屋外でも密集するような
運動は避けましょう！
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう！
・多人数での会食は避ける
・隣と一つ飛ばしに座る
・互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう！



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



令和2年度の
熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかけた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



持続化給付金の申請について

のびゆく仲間6月号に新型コロナウイルス支援制度一覧を掲載しましたが、組合員さんから要望のあった持続化給付金を特集します。日々、情報等が変わる場合もありますので、専用HP (<https://www.jizokuka-kyufu.jp>) もご参照願います。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

申請期間

令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

給付額

個人事業者

最大100万円

法人事業者

最大200万円

- * 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象です。(2019年に創業した方等の特例あり。)
- * 給付金は所得税の課税対象になります。

用意するもの

法人

- 確定申告書別表^{*}の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
※少なくとも確定申告書別表一の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

個人

- 青色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表^{*}の控え(1枚)と所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみ可。ただし白色申告の場合と同様に2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)
- 白色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表^{*}の控え(1枚)計1枚
※少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書^{*})
※運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せて代替することができる。

よくある申請ミス

- ①添付書類全般に係る不備
 - ・添付ファイルにパスワードが設定されている。
 - ・画像がぼやけて情報が判読できない。
- ②確定申告書等にかかる不備
 - ・確定申告書の第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている。
 - ・該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている。
 - ・申請画面で入力した売上と、確定申告書に記載されている売上が異なる。
 - ・法人概況説明書1枚目に売上の記載がない。
 - ・収受日付印がない。
 - ・e-taxの受信通知がない。



給付条件

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12か月)

給付金額の算定例 青色申告

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入：300万円
 2019年の4月の月間事業収入：30万円
 2020年4月の月間事業収入：13万円
 2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144 \text{万円} = 300 \text{万円} - 13 \text{万円} \times 12 \quad 144 \text{万円} > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額 100万円

※ただし、青色申告を行っているものであって、
 ①所得税青色申告決算書を提出しない者(任意) ②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者 ③相当の事由により当該書類を提出できない者は、白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

給付金額の算定例 白色申告

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の年間事業収入：300万円
 2019年の月平均の事業収入：300万円 / 12 = 25万円
 2020年4月の月間事業収入：10万円
 2019年4月分の月間事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$180 \text{万円} = 300 \text{万円} - 10 \text{万円} \times 12 \quad 180 \text{万円} > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額 100万円

給付金額の算定例 法人の場合(3月決算のケース)

2019年度	2019年												2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40			
2020年度	2020年												2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	20														

直前の事業年度(2019年度)の年間事業収入：500万円
 直前の事業年度(2019年度)の4月の月間事業収入：50万円
 2020年4月の月間事業収入：20万円
 直前の事業年度(2019年度)の4月分の月間事業収入が50万円であり、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260 \text{万円} = 500 \text{万円} - 20 \text{万円} \times 12 \quad 260 \text{万円} > 200 \text{万円 (上限額)}$$

給付額 200万円

申請方法

- ①専門ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp>) を開き、必要事項(*1)をパソコンやスマホで入力して、書類を添付して申請する。(メールアドレスが必要。)
- ②申請サポート会場(*2)を利用する。(事前予約が必要です。)
 *申請後、給付金の受け取りまで2週間程度かかります。
 *一度給付を受けた方は、再度給付申請をすることはできません。

*1 必要事項

個人	法人
①屋号・雅号	①法人番号
②申請者住所	②法人名
③業種	③本店所在地
④申請者氏名	④業種
⑤生年月日	⑤設立年月日
⑥連絡先	⑥資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数
⑦2019年の事業収入	⑦代表者・担当者情報
⑧対象月及び前年同月の月間事業収入	⑧代表者・担当者連絡先
⑨申請者本人名義の振込先口座情報	⑨対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入
	⑩決算月
	⑪対象月及び対象月の月間事業収入
	⑫法人名義の振込先口座(法人の代表者名義も可。)情報

相談ダイヤル(コールセンター)
0120-115-570
 (平日・休日8:30~19:00)

- *2 申請サポート会場(栃木県内6月15日時点)
 宇都宮市、栃木市、足利市、小山市、真岡市、鹿沼市、佐野市、日光市、大田原市、那須塩原市で会場が設置されています。(市役所窓口では申請業務を行っていません。)事前の予約が必要となります。

申請サポート会場 電話予約窓口(オペレーター対応)
 0570-077-866
 受付時間:平日、土日祝日ともに9:00~18:00

お知らせ

第50回栃木建労定期大会及び令和2年度中建国保栃木県支部総会は、新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑みて書面会議での開催となります。

大会・総会の議決等の結果については、のびゆく仲間に掲載してまいります。

【足場の組立て等作業主任者技能講習 中止のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、7月15日、16日の2日間予定されていた技能講習は中止になりました。

◆あたらしい仲間

5月の新加入者は13名でした。掲載の許可をいただいた方のみご紹介します。

《佐野》



外壁工 西岡静哉さん

組合加入金免除キャンペーン中



※どちらの制度も、令和2年1月1日以降で療養のために労務に服することができない期間が適用となります。また、いずれの場合もその期間は、従来の傷病手当金は支給いたしません。

中建国保に加入されている組合員へ

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金について

新型コロナウイルスに感染した被用者(事業所に雇用されている従業員)への傷病手当金の支給は国の財政支援の対象となります。一方、個人事業所の事業主や一人親方についての新型コロナウイルス(以下、コロナ)に係る傷病手当金の支給は、国の財政支援の対象外になっています。

中建国保では独自の取り扱いにより、財政支援の有無にかかわらず、すべての組合員に対して従来の傷病手当金とは別枠でコロナに特化した傷病手当金を支給することになりました。ご不明な点は、中建国保栃木県支部までお問合せください。

Table with 3 columns: 対象者, 支給要件, 支給日数, 支給日額, 申請書類. It details the conditions and amounts for COVID-19 related sick leave benefits provided by the national government and the union.

栃木建労 専門部のご紹介

社会保障対策部では、建設業で働く多くの仲間の「いのちと健康」を守る運動に取り組んでいます。医療や年金制度による保障をより確実なものにするため、社会保障全般の拡充・改善を求めて運動しています。

特に、建設国民健康保険組合(建設国保)を育成・強化する運動に力を入れて取り組んでいます。年2回の八ガキ要請行動そして全国の仲間が集まる中央総決起大会への参加、地元選出国會議員要請行動などがそれにあたります。

また、特定健診・保健指導の取り組み支援や労働対策部と協力して実施する職業病対策(アスベスト二次健診)、各種共済制度や年金基金加入促進、そして「助け合い活動の原点」である組合共済制度の充実を図ります。



厚生省の職員が私たちの八ガキに目を通す

仕事中、暑さのため気分が悪くなるなど、熱中症かと思われる症状が出て病院にかかるときは、「労災保険」で受診しましょう。誤って国保で受診してしまうと、その後の手続きが大変面倒です。日頃からの健康管理に充分注意し、現場では、こまめに休憩をとる、水分、塩分補給をするなどして、熱中症の予防に努めましょう。

仕事中の熱中症は 労災保険で受診

職長 為 工作. Advertisement for the CCUS (Career Advancement System) for construction workers, featuring illustrations of workers and text about the system's benefits.

建設キャリアアップシステム 申請受付窓口のご案内 栃木建労・県内3事務所(県北・県本部・県南)で受付しています。事前予約制となります。受付時間 基本、毎週月～金曜日(祝祭日を除く。)9:00～16:00

組織拡大月間(6・7月と9・10月)に併せて組合加入金の免除キャンペーンを行っています。6・7月と9・10月の新加入者(健保適用除外等の従業員は除く)が対象です。

組合員の関与が条件です。(組合員と加入手続きにきた場合、組合員からの電話等により、事前組合に連絡があった場合等)

8月や11月の新加入者であつても7月・10月に加入書類、費用等が全て組合事務所にそろっている場合は免除の対象です。